

訪問看護・介護予防訪問看護サービス契約書

利用者 _____ 様
事業者 医療法人 協愛会
事業所 訪問看護ステーション すこやかナース

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護サービスを提供します。

- 2 事業者はサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態区分、利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。

第2条(契約期間)

この契約書の契約期間は、_____年 _____月 _____日 から利用者の要介護(支援)認定有効期間の満了日または、訪問看護指示書等により指示された期間までとします。

- 2 上記、契約期間満了日の7日前までに利用者から契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条(訪問看護計画の作成・変更)

事業者は、主治医の文書による指示、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、訪問看護計画書を作成します。訪問看護計画書には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

- 2 訪問看護計画書は、居宅サービス計画又は、介護予防サービス支援計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 3 事業者は、次のいずれかに該当する場合、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。

(1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合

(2) 利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

- 4 前項の変更の際して、居宅サービス計画又は、介護予防サービス支援計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

- 5 事業者は、訪問看護計画を作成又は変更した際には、これを利用者及びその後見人又は家族に対して説明し、その同意を得るものとします。

第4条(利用者の権利)

利用者は、事業者によるサービス提供で利用者の意思が最大限に尊重され、プライバシー、個人情報十分保護されます。

第5条(訪問看護サービスの内容及びその提供)

事業者は、看護職員等を派遣し、訪問看護計画書に記載した内容の訪問看護サービスを提供します。

- 2 事業者は、利用者の訪問看護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から3年間保存します。

第6条(利用者の解除権)

利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届けるものとし、予告期間満了日に契約は解除することができます。

第7条(事業者の解除権)

事業者は、利用者またはその家族が事業者や看護職員等に対して、契約を継続し難いほどの行為をなし、改善の見込みがない場合、14日以上予告期間をもってこの契約を解除できるものとします。

第8条(利用料の滞納)

利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を滞納し、事業者がその支払いを催告したにもかかわらず、全額の支払いがない場合、事業者は利用者の健康生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで利用者への訪問看護サービスの提供を停止することができます。

第9条(契約の満了)

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。

- 1 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 2 第7条に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 3 第8条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 4 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
- 5 利用者が要介護状態区分から自立とされた場合。
- 6 利用者が死亡したとき。

第10条(損害賠償)

事業者は、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族又は後見人、及び市町村の関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に伴って、利用者に損害を及ぼした場合には速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第11条(秘密の保持)

事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者、後見人、家族の秘密を漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者、後見人、家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者、後見人、家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者および利用者の家族の個人情報を用いません。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報を行うことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第12条(苦情対応)

事業者は、苦情対応の責任者およびその連絡先を明らかにし、事業者が利用者へ提供した訪問看護サービスについて、利用者又は利用者の後見人、又は家族から苦情の申立てがあった場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 事業者は、苦情の申立てを行ったことを理由として、利用者に対して何ら不利益な取扱いをすることはできません。

第13条(高齢者虐待防止)

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選任しています。
- (2) 苦情解決のための体制を整備しています。
- (3) 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (4) サービスの提供中に、当事業所の従業員又は養護者(現に介護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止の責任者	管理者：林 恵美
----------	----------

第14条(契約外条項)

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

重要事項説明書

訪問看護サービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人 協愛会
所在地	山口県山口市阿知須4841番地1
代表者名	理事長 三好 正規
電話番号	0836-65-2200

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーション すこやかナース
所在地	山口県山口市阿知須4716番地14
電話番号	0836-65-5585
サービスの種類	訪問看護 ・ 介護予防訪問看護
事業所番号	3 5 6 7 6 9 0 0 2 3
管理者名	林 恵美
サービス提供地域	山口市南部地域の一部 (秋穂二島、嘉川、佐山の各地区、秋穂、阿知須の各地区) 宇部市の一部(東岐波、西岐波)

3. 事業の目的と運営方針

(事業の目的) 要介護又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護又は、指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護又は、指定介護予防訪問看護を提供することを目的とします。

(運営の方針) (1)要介護者又は、要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援します。

(2)事業の実施に当たっては、関係する市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員体制

従業者の職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	指定基準
		専従	非専従	専従	非専従		
看護師	4	3	1			3.7	看護師2.5
理学療法士	1				1	0.5	

5. 営業時間

従業員の職種	営業日・営業時間		休 暇		
看護師	月～金	8:30～17:30	日曜・祝日 第5土曜日 8/15 8/16 12/30～1/3		
	土	8:30～12:30			
理学療法士	月～金	13:30～17:30			

必要に応じて24時間電話連絡・訪問対応可

6. 提供するサービスの内容

主治医の文書による指示、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、訪問看護計画書を作成し、具体的なサービス内容を利用者やご家族へ説明します。サービスの提供にあたっては、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。

7. サービス提供の担当者

担当職員の氏名	

担当職員の交替を希望する場合は、変更を申し出ることができます。訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。また、担当の看護職員を必要に応じ変更することがあります。その場合は事前に利用者の了承を得ます。

8. 利用料

- ① 事業者が提供する訪問看護サービスの利用料、その他の費用は「訪問看護利用料金一覧表」のとおりです。利用料、その他の費用の額を変更しようとする場合は、事前にご利用者に対し文書により変更の申し出を行います。
- ② 事業者は、利用者に対し毎月10日までに、前月のサービスの提供日、利用料等の内訳を記載した利用料明細を作成し、請求書に添付して提出します。
 - ・現金支払いの方は直接職員へお渡してください。
 - ・口座振替の方は毎月25日に引き落とされます。(山口銀行、西中国信用金庫)

9. キャンセル料

訪問前日までに連絡がなく当日の訪問看護サービスが中止された場合、キャンセル料として500円をいただきます。ただし、利用者の急な病変等の場合はこの限りではありません。

10. 緊急時の対応

訪問看護実施中の利用者の病状急変や、緊急事態時は速やかに応急処置を行い、利用者の主治医へ連絡を行い、医師の指示に従い適切な措置をとります。

11. 事故発生時の対応

- ① 訪問看護実施中の事故発生時は速やかに応急処置を行い、主治医へ連絡して医師の指示に従います。
- ② 担当者は管理者、関係機関、担当ケアマネ、ご家族へ連絡をとります。また、必要に応じて緊急連絡先や市町村等関係機関へ連絡を行います。
- ③ 管理者は担当者より事情聴取を行い、記録、事故対応を誠実にを行い、賠償すべき事案については、担当部署と協議し、必要な措置を講じます。
- ④ 事故発生原因を究明し、再発防止に努めます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	
	携帯電話 他	

12. 相談窓口・苦情対応

苦情相談窓口

山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談班 【電話083-995-1010】

山口市介護保険課 【電話083-934-2795】

宇部市高齢者総合支援課 【電話0836-34-8302】

当事業所のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、当事業所下記の窓口まで、お気軽にご相談下さい。

電話 0836-65-5585

FAX 0836-65-5570

苦情相談担当者 林 恵美

診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

本ステーションは、利用者さまへの説明と納得に基づく訪問看護の提供および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。この書面は、利用者の皆さまの個人情報の保護とお取扱につきまして、個人情報保護法の趣旨に従いご説明するものです。

診療情報の提供

- ◆ ご自身の病状やケア、リハビリテーションについて質問や不安がある場合は、ご遠慮なく担当保健師または看護師に質問されて説明を受けてください。
この場合には、特別な手続きは必要ありません。

診療情報の開示

- ◆ ご自身の診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、ご遠慮なく相談窓口まで開示をお申し出下さい。開示・謄写に必要な実費をいただきますのでご了承ください。

個人情報の内容訂正・利用停止

- ◆ 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を同定できる情報を言います。
- ◆ 本ステーションが保有する個人情報（看護記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。相談窓口にお申し出下さい。調査の上対応いたします。

個人情報の利用目的

- ◆ 本ステーションは、訪問看護及び訪問によるリハビリテーション（以下 訪問看護等）の申し込みや訪問看護等の提供を通じて収集した個人情報を、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護等の提供のために必要に応じて利用します。
- ◆ また、利用者の皆さまの個人情報は、訪問看護等の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて第三者に提供される場合があります。
 - 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との検討会議などによる連携、照会への回答
 - 介護保険施設入所（短期入所含む）時の照会への回答
 - 審査支払機関への報酬請求書の提出
 - 審査支払機関または保険者への照会及び照会への回答
 - 学会、研究会や出版物等での事例研究発表（個人が特定されない形で行います）
 - 学生等の実習、研修への協力のため
 - 外部機関による機能評価
- ◆ 本ステーションは、研修・養成の目的で、学生等が訪問看護等に同席する場合があります。

相談窓口

- ◆ ご質問やご相談は、訪問担当者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用ください。

訪問看護ステーション すこやかナース

林 恵美

訪問看護サービスの提供開始にあたり、重要事項説明書、利用料金一覧表、個人情報の保護に関するお知らせについての説明を受け、同意します。

年 月 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(署名代行者)

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

住所 _____

氏名 _____ 印

本人との続柄 _____

(家族代表者)住所 _____

氏名 _____ 印

本人との続柄 _____

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が1通ずつ保有するものとします。

(事業者) 所在地 山口県山口市阿知須4841番地1 _____

法人名 医療法人 協愛会 _____

代表者 理事長 三好 正規 _____ 印

(事業所) 所在地 山口県山口市阿知須4716番地14 _____

事業所名 訪問看護ステーション すこやかナース _____

管理者 林 恵美 _____ 印

説明者 _____ 印